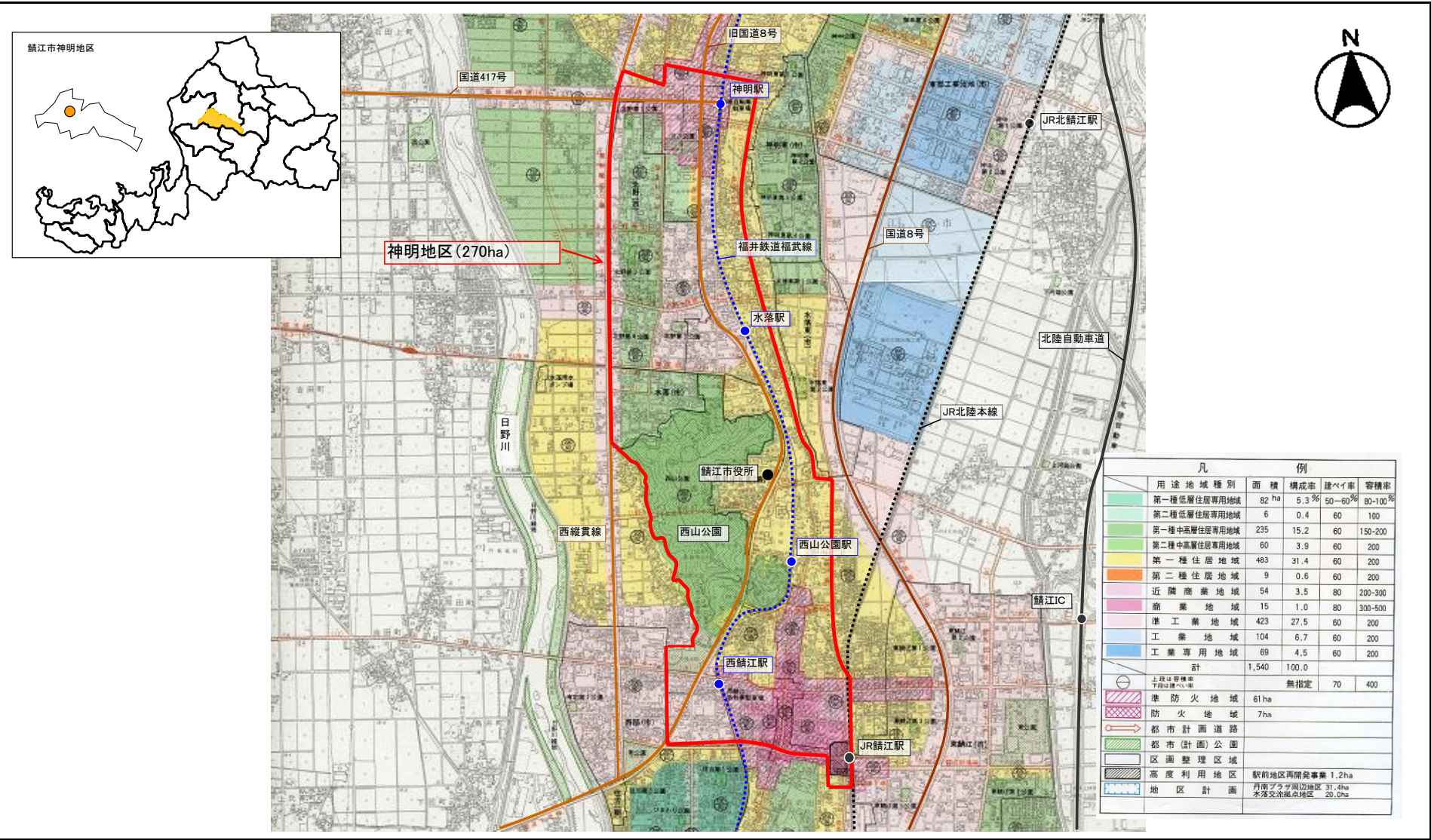


都市再生整備計画の区域

神明地区(福井県鯖江市)	面積	270 ha	区域	神明町1丁目、三六町1,2丁目、幸町1丁目、水落町1丁目、北野町1,2丁目、西山町、小黒町、桜町1,2,3丁目、本町1,2,3,4丁目、旭町1,2丁目の全部、神明町2丁目、幸町1丁目、水落町2,3,4丁目、長泉寺町1,2丁目、桜町2丁目、旭町3,4丁目、日の出町の一部
--------------	----	--------	----	--



都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	福井県	市町村名	鯖江市	地区名	神明地区	面積	270 ha
計画期間	平成17年度～平成21年度	交付期間	平成17年度～平成21年度				

目標
大目標：地域資源を活かした快適な市街地環境づくり
目標1：ショッピングセンター跡地の土地利用を促進して、まちの活力の推進を図る。
目標2：安全で安心な人にやさしい道路整備を行う。
目標3：住民参加による、元気あふれる、住みやすいまちづくりの検討、推進を図る。
目標4：中心市街地の幹線道路を整備して、市民や観光客にやさしい、安心して歩けるまちづくりの推進を図る。

目標設定の根拠
まちづくりの経緯及び現況 神明地区は、古くから発展してきた鯖江市の中心核の一つであり、福井鉄道神明駅、(都)鯖江武生縦貫線(旧国道8号)、(都)朝日神明線(県道)により、隣接する福井市や朝日町とを結ぶ交通の結節点でもある。また、地区内には、丹南病院や神明公民館、中央中学校、神明幼稚園、商店街、公園や神明神社など生活利便施設が集中した、利便性の高い地区である。 しかしながら、モータリーゼーションの進展に伴う商業施設の郊外展開や中心市街地の空洞化の進展により、街の中心核となっていたショッピングセンター(アゼリア)が平成15年に閉店された。また、地区内の人口は平成11年から平成16年までの5年間に約15%減少するなど、急激な街の活力低下が現れている。 このため、神明地区まちづくり協議会(H15年5月)を設立し、住民参加で神明地区の活性化策を検討してきており、まちづくりの方針として、住みやすい・歩きたくなる・元気あふれるまちづくりを実践していくことでま とまりつつある現状である。今後は、具体的なまちづくりの展開が必要であり、ショッピングセンター跡地活用促進と併せたまちづくりが地域住民からも強く求められている。 鯖江地区は、本市の中心市街地を形成しており、地区内には商業環境と居住環境が混合する形態をみせている。近年、地区居住民の高齢化、および商業の空洞化が進み、まちの活力が衰退している。

課題
○本地区の活性化を図るためには、地域資源を活かした総合的な生活環境の整備を行い、住んでいる人々が愛着を持つまちづくりが必要である。具体的には、 (神明地区) ・未利用地となっているアゼリア跡地の土地利用の促進が重要である。 ・駅と商店街、医療・文教施設、新たな商業核など、主要な施設を結ぶ人にやさしい動線整備が必要である。 ・三六公園や公民館、学校、病院などを一体的に結びつけることにより、地区住民の憩いの場、コミュニティ形成の場となる空間とする。 (鯖江地区) ・JR鯖江駅と観光資源である西山公園を結ぶ鳥羽中芦山線を整備し、また、周辺道路の修繕を行い、市民や観光客にやさしい安心して歩ける空間を推進する。 ・地域住民や観光客が集い、コミュニティを形成する場を整備し、まちづくりへの意識高揚を図る。

将来ビジョン(中長期):都市計画マスタープラン(中央地域)より
《まちづくり方針》都市の中心部として発展してきた既存集積を活かして、多様な交流と都市機能の集積を促進しつつ、計画的な土地利用を誘導し、地域住民とともに都市の新しい魅力を創出する地域づくりを目指す。 ・多様な交流を促進する地域づくり(多様な交通が複合的に利用できる総合的な交通体系づくり、生活交流ネットワークづくり) ・にぎわいの中心市街地として再生。 ・歴史のまちなみづくり (神明にぎわい拠点周辺)様々な生活関連機能を集積し、訪れて楽しいにぎやかな中心市街地として、商業者や住民とともにまちづくりを進める。 (中心市街地の活性化) 活性化の軸(鳥羽中芦山線)を設定し、この軸を中心に周辺への波及効果を導き出し、周辺の活性化を図っていく。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値	
					基準年度		目標年度
地区内人口減少の抑止	人	神明中心地区内における居住者数	跡地利用を促進し、また、生活者が安心して暮らせるまちを形成することにより、人口減少を抑制し、まちの活力の推進を図る。	1,070人	H16	1,070人	H21
交通事故の件数	件	人にやさしい道路整備を行うことによる地区内の交通事故の減少	バリアフリーの人にやさしい道路整備を推進することによる、交通事故の減少を目指す。	425件	H16	380件	H21
地域コミュニティ活動の頻度	回/年	神明地区まちづくり協議会等のコミュニティ活動の回数	本計画の実現等によって、まちづくり活動などをはじめとする地域コミュニティ活動回数の増加を目指す。	3回	H16	8回	H21
西山公園の利用者数	人	西山公園諸施設の入場者数や各種イベントの参加者数	市民の憩いの場としての環境整備及び観光拠点としての充実を図ることにより、公園利用者の増加を目指す。	400,000人	H16	450,000人	H21

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針		方針に合致する主要な事業
《整備方針1:まちの活力増進 (神明地区) 神明本地区の大きな課題であるショッピングセンター跡地の土地利用の促進は、まちの活力増加に向けて非常に重要な問題である。しかし、昨今の状況では、土地利用の促進は簡単なものではなく、誘致に向けた基盤づくりを行い誘致促進していくことが大切である。 ・このため、ショッピングセンター跡地へのアプローチ道路において人にやさしい道路整備を行うとともに、周辺道路の修繕を行い、民間事業者において土地を有効に活用していただける土台づくりを行う。 (鯖江地区) ・市民の憩いの場として、また、市の観光拠点としての西山公園の環境整備を行う。 ・JR鯖江駅から西山公園を結ぶ幹線道路を整備し、また、周辺道路の修繕を行い、中心市街地の賑わいを創出する。		(神明地区) ・道路（基幹事業／(都)丸山北野線改良事業、(市道)三六1号線他23路線修繕事業・市) ・高質空間形成施設（基幹事業／(市道)三六11号線改良事業・市) (鯖江地区) ・道路（基幹事業／(都)鳥羽中芦山線改良事業、(市道)西山2号線他3路線修繕事業・市) ・高質空間形成施設（基幹事業／(都)鳥羽中芦山線改良事業・市) ・公園（基幹事業／西山公園整備事業・市)
《整備方針2:人にやさしい主要な動線整備 (神明地区) ・駅と商店街、学校、病院などを結ぶ、人にやさしい段差のない主要な動線整備を行い、通学時の安全性を確保するとともに、高齢者にも利用しやすい道路づくりを行う。さらに、冬場の雪対策として融雪装置を整備する。 (鯖江地区) ・歩行空間を整備し、電線類を地中化し、自転車や歩行者にやさしい道づくりを行う。さらに、冬場の雪対策として融雪装置を整備する。		(神明地区) ・道路（基幹事業／(都)丸山北野線改良事業・市) ・交通安全施設整備事業（関連事業／神明駅前広場整備事業、(都)朝日神明線改良事業・県) ・特定交通安全施設等整備事業（関連事業／(都)鯖江武生縦貫線改良事業・県) ・地域創造支援事業（提案事業／(市道)北野線消雪事業、通学路整備事業・市) (鯖江地区) ・道路（基幹事業／(都)鳥羽中芦山線改良事業・市) ・高質空間形成施設（基幹事業／(都)鳥羽中芦山線電線地中化事業・市) ・地域創造支援事業（提案事業／(市道)御殿西鯖江線他43路線消雪事業・市)
《整備方針3:住民参加によるまちづくりの推進 各施設を結ぶ主要な動線を軸として、病院や公民館、公園、学校などを一体的に結びつけることにより、地区住民の憩いの場、コミュニティ形成の場となる空間とする。 (神明地区) ・住民参加のまちづくりを推進するため、神明地区まちづくり協議会を中心に、人にやさしい道づくりに向けた整備内容の検討や、各施設の位置づけ、役割分担、管理運営ボランティア活動などについても話し合い検討していく。 ・これらの具体的施策の展開により住民の地域への愛着がより一層醸成され、街並み美化や景観向上に向けた自治会活動のより一層の活発化を図る。 ・地区内の厚生施設「神明苑」を取得し、現在の機能に社会福祉事業等による福祉サービス機能を付加して、神明地区のまちづくりの拠点として、また、多機能型健康福祉施設として整備する。 (鯖江地区) ・現在の市の施設を改装・増築し、地区住民等の交流の場を整備する。		(神明地区) ・まちづくり活動推進事業（提案事業／住民参加によるまちづくり活動の推進・市) ・地域創造支援事業（提案事業／神明苑の取得・改修工事・市) ・地域創造支援事業（提案事業／三六公園の整備・市) (鯖江地区) ・高次都市施設（基幹事業／鯖江市民文化活動交流センター・市) ・地域創造支援事業（提案事業／資料館整備・市) ・地域生活基盤施設（基幹事業／桜町広場整備・市) ・地域生活基盤施設（基幹事業／鯖江公民館駐車場整備・市) ・地域創造支援事業（提案事業／鯖江公民館整備・市)
その他 《事業終了後の継続的なまちづくり活動》 本地区では、地元の自治会やまちづくり協議会が主体となって、まちづくり交付金事業で整備された施設を利活用し、街の維持・管理を含め、よりよい居住環境の創出に向けた様々なまちづくり活動を展開する予定である。 《交付期間中の計画の管理について》 交付期間中において、各事業を円滑に進め、目標に向けて確実な成果を上げるために、行政と地元のまちづくり組織が協働して、毎年、事業成果について評価や事業の進め方の改善等を行うため、モニタリングを実施する。また、その結果については、広報誌などにより市民に情報を公開する。		